

東近江行政組合消防庁舎等整備基金条例

平成 2 5 年 1 月 7 日

東近江行政組合条例第 1 号

第 1 条 東近江行政組合の消防庁舎及び消防救急デジタル無線施設等の整備を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第 1 項の規定に基づき、東近江行政組合消防庁舎等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、消防庁舎及び消防救急デジタル無線施設等の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、これを処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。